

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮問 日：令和5年6月21日（諮問（情）第14号）

答申 日：令和5年10月24日（答申（情）第13号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年3月13日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年3月31日付け交指第134号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月3日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、開示されていない文書及びその文字の開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求内容は「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ではなく対象者自身の個人名はその経済的損失を受けていると認められるため、知る権利を有している、不法行為を隠ぺいするものではない。
- (2) 本件処分により、審査請求人は法的権利または利益を侵害されている。
- (3) 開示によって安全と秩序の維持に支障を生ずる恐れがなく、その日本国民やその国内事業者の説明する義務がある。申請者にとって対象を特定する存在文章であり公開性の向上と構成の確保は図られず損なわれている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容は、和歌山県警察本部及び和歌山県和歌山東警察署が保有する事件に関する書類のうち、審査請求人が立会いを行った事件（以下「本件事件」という。）に関するものの開示を求めているものと認めることができる。
- (2) 本件開示請求については、審査請求人本人に関する情報の開示を求めたものであるが、特定の個人の氏名を示してなされた開示請求であることから、本件開示請求の内容そのものに個人識別性があり、また、個人に関する情報のうち非開示情報から除かれるものではないため、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。
- (3) 条例第5条に基づく開示請求権制度は、開示請求者が誰であるかは考慮せずに開示・非開示の判断を行うこととしたものと解されることから、本人から行われた本人に関する情報の開示請求であっても、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報は非開示となる。
- (4) 本件開示請求については、開示請求に係る公文書の存在の有無に関する情報を開示することにより、非開示情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否したものである。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人本人の名を挙げた上で、本件事件についての全ての書類の開示が求められている。

3 請求された公文書の存否に関する情報について

(1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(2) 条例第10条の解釈について

この規定は、例えば、特定の個人の名を挙げた上で、その個人に関する情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は条例第7条第2号の非開示情報に該当するが、非開示であると答えるだけで、当該個人に関する情報の存在が明らかにされることとなるなど、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当すること、及び②開示請求された公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるから、条例

第 10 条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記 3 (2)①②の 2 要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

本件開示請求では、審査請求人本人の名を挙げた上で、本件事件についての全ての書類の開示が求められており、開示請求に含まれる情報（審査請求人に係る本件事件の情報）が条例第 7 条第 2 号の非開示情報（個人に関する情報）に該当することは明らかである。

なお、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者が誰であるかなどの個別事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、本人の情報であっても条例第 7 条第 2 号の非開示情報になる。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求された公文書があるという開示決定を行えば、審査請求人に係る本件事件の存在を答えることになり、また開示請求された公文書がないという非開示決定を行えば、審査請求人に係る本件事件は存在しないと答えることになる。いずれにしても個人に関する情報（審査請求人に係る本件事件の情報）の存在の有無を答える結果となり、条例第 7 条第 2 号の非開示情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が条例第 10 条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 5 年 6 月 21 日	○諮問（実施機関）
令和 5 年 8 月 4 日	○審議
令和 5 年 9 月 4 日	○審議
令和 5 年 10 月 10 日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 2 部会

上岡美穂、小川高志、片山直子、惣谷恵

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年3月13日	県警本部、東警察署保有 審査請求人に係る〇年〇月〇日 ●●●●の経営事業地内の駐車中の事件について の一切すべての書類